

高松市・塩江町合併協議会会議録  
第 3 回 会 議

平成 1 5 年 8 月 2 0 日 (水)

高松市・塩江町合併協議会

# 高松市・塩江町合併協議会会議録

## 第3回会議

### 1 日時

平成15年8月20日(水)午前10時開会・午前10時47分閉会

### 2 場所

高松市役所11階114会議室

### 3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	野口勉
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰淵将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	植田満江
委員	大浦澄子	委員	大林正孝
委員	三笠輝彦		

### 4 欠席委員 1人

委員 蓮井正明

### 5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	中村榮治
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄		

### 6 欠席幹事 1人

幹 事 出 原 忠 憲

7 事務局

事務局長 林 昇

事務局次長  
(調整班長事務取扱) 加 藤 昭 彦

総務班長  
兼計画班長 福 井 隆

総務班  
兼計画班 森 田 大 介

総務班 香 西 幸 子

調整班 藤 川 幸 彦

調整班 松 本 修 治

## 会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

協議事項

議案第10号 行政制度等の調整方針について

議案第11号 建設計画の策定方針について

4 その他

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第3回会議を開会いたします。

本日、皆様方には、何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。本日の会議の会議録署名委員には、菰淵将鷹委員さんと藤澤久文委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

それでは、これより会議次第の3、議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の「協議事項」のうち、議案第10号「行政制度等の調整方針について」を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第10号につきまして事務局から御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

議案第10号「行政制度等の調整方針について」でございます。

この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております各種の制度、補助金、税金などの行政制度等につきまして、その調整方針を住民に明らかにするとともに、事務的整理を行う際の指針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

なお、調整方針の名称につきましては、それぞれの合併協議会によりまして、「行政制度等の調整方針」や「事務事業の調整方針」などいろいろな事例がございまして、前回の第2回の会議におきまして、先進地域の事例を紹介した際には、事務事業の調整方針の事例として説明したところでございます。

今回、議案として、本協議会としての調整方針を定めるに当たりまして、名称につきましては、事務事業を初め各種の制度、枠組みなど、より幅広い意味合いを持つ、そこに記載しておりますような「行政制度等の調整方針」として提案させていただいたものでございます。

それでは、2ページをお開き願います。

まず、1の「基本的な考え方」といたしまして、行政制度等の調整に当たっては、前回の協議会で御承認をいただきました合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととしております。

なお、4ページに参考といたしまして、前回、7月24日の会議で御承認いただきました合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

次に、2ページに戻りまして、2の「調整方針」でございますが、原則として高松市の行政制度等に統一することを基本といたしまして、塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることといたしております。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、特に必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど総合調整を行うものでございます。

次に、3の「調整方法」でございますが、具体的な調整方法につきましては4つのパターンに分類して定めております。

5ページに、調整方法の4つのパターンをわかりやすく説明いたしました図がありますので、これによりまして説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、5ページの調整方法の基本的なイメージ、これをごらんいただきたいと思います。

まず、右側の欄の一番上に記載いたしております調整方法(1)でございますが、「高松市、塩江町共にあり、同水準のもの」については高松市の制度等に統一いたします。この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、調整方法の(2)でございますが、これは「高松市・塩江町ともにあるが、水準の異なるもの」につきましては高松市の制度等に統一することを基本といたします。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整

を行うものとするしております。

この調整方法（２）の場合、高松市は、基本的には住民サービス、住民負担に変化はありませんが、塩江町は、住民サービス、住民負担とも変化いたします。

塩江町の住民サービスが向上する場合や、住民負担が軽くなる場合は問題ございませんが、逆に住民サービスの低下や住民負担が重くなる場合も考えられますので、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法の（３）でございますが、これは「高松市にあって塩江町にない場合」でございます。この場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、特に必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。この調整方法（３）の場合ですが、高松市は住民サービス、住民負担とも変わりません。塩江町の場合、住民サービスは基本的には向上いたします。また、住民負担は変化いたします。

なお、塩江町の住民負担が重くなることが考えられるときなど、特に必要があると認められるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案して急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

最後に、調整方法の（４）でございます。「高松市にはなく塩江町にある場合」につきましては、制度等の趣旨、内容等を勘案して調整を行うこととし、調整に当たりましては塩江町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう配慮をする中で、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、今後、合併協議会の御意見をいただく中で、幹事会及び各部会において調整を行うものでございます。

以上で議案第１０号「行政制度等の調整方針について」の説明を終わります。

よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第１０号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。佐藤委員。

佐藤委員 塩江町議会の佐藤でございます。おはようございます。

ただいまの調整方法の件でございますけれども、一番末尾の「高松市にはなく塩江町にある場合」ということで、私の方は独自の制度とか、また特色ある制度が多々ございませ

て、それらの制度は社会福祉、また住民福祉につながっております。こういう制度は、やはり私は存続すべきというふうに考えておりまして、できましたらこの中にあります廃止とか経過措置を設けること云々じゃなくして、やはり制度の存続、そういうものを強く望んでいるわけでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） 御意見は、十分承りましたが、今後、個別の事業の中で、できるだけ御意見を尊重しながら協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特段ないようでございますので、それでは議案第10号についてお諮りします。

議案第10号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第11号「建設計画の策定方針について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、議案第11号「建設計画の策定方針について」御説明いたします。

資料6ページをお開きください。

この建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づきまして、合併協議会が作成し、必要に応じて変更するものでございまして、市町合併に際し、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、いわば合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。また、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためにはこの建設計画を作成し、その中で位置づけしておくことが前提となります。議案第11号は、このような本合併協議会の建設計画の策定方針を定めるものでございます。

資料7ページをごらんいただきたいと思います。

策定方針の1「計画の趣旨」でございますが、高松市と塩江町の合併後の市を建設して

いくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2の「計画の構成」でございますが、合併後の市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することといたしております。

次に、3の「計画の期間」でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものといたしております。

次に、4の「計画の区域」でございますが、原則として塩江町地域を対象といたしますが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とすることといたしております。

合併特例法におきましては、この建設計画の区域につきましては、編入合併の場合は、少なくとも、編入される区域について、合併後において果たす役割及び合併後の市町における位置づけを定めることとされておりますが、これまでの先進事例を見ましてもこの建設計画が、合併後の市全区域を対象とするもの、あるいは編入される地域を対象とするもの、さまざまな事例がございますが、本協議会といたしましては、先ほど申し上げましたようなことで提案をするものでございます。

次に、5は「策定上の留意事項」でございます。

まず、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしております。

2番目に、対象事業につきましては、塩江町第2次振興計画及び新・高松市総合計画など両市町の基本的な施策・方針との整合性に留意いたしますとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとしております。

3番目に、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとしております。

4番目に、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることといたしております。

最後に、5番目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとしております。

なお、9ページには、建設計画策定の意義及び合併特例法第5条第1項に規定されております建設計画の策定項目についての説明を参考までに添付いたしております。

まず、9ページの1の「建設計画策定の意義」でございますが、中段にございますが、建設計画は合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものであり、建設計画を基礎として合併特例法に基づく財政措置が講ぜられることとなっております。

なお、合併特例法の規定では、策定に当たりまして、中段の枠の中に記載しておりますような3点に配慮するということとされております。

まず、1点目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることでございます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮をすることでございます。

次に、2の「建設計画に盛り込むべき事項」でございますが、建設計画の具体的な内容につきましては、あくまで合併協議会において自主的な判断により決定されるものでございますが、合併特例法の規定の中では、建設計画に盛り込むべき事項として4点が例示をされております。

まず、1点目が、合併市町村の建設の基本方針でございます。先ほど申し上げましたが、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び位置づけについて定める必要があるものとされております。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。根幹となる事業は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を位置づけるものでございます。

また、建設計画に基づき実施される事業についてのみ、合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債あるいは合併市町村補助金などの活用を予定しております事業は、ここで明確に位置づけておく必要がございます。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所、出張所の統廃合、

小・中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございます。一般的には、合併後のおおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、計画策定に当たりましては地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要があるものとされております。

以上のような考え方を踏まえ、先ほど御説明いたしましたような本合併協議会としての建設計画の策定方針を定めるものでございます。

以上で議案第11号「建設計画の策定方針について」の説明を終わります。

よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第11号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

藤澤委員 塩江町議会の藤澤でございます。

新・高松市総合計画ですけど、私どもは余り把握しておりませんので、うちの町でいつでも閲覧ができるような資料をお願いいたします。

議長（増田会長） 早速に手配させていただきます。

藤澤委員 それと、議案の10号・11号につきまして、私、今回署名委員ということですが、前回については末尾、確認しますということだったんですが、今回は決定しますと、この言葉が違うんですが、どう解釈すればいいんでしょうか。

事務局長 事務局から説明をいたします。

前回、御説明をいたしましたように、議案及び協議事項の協議案件の決定方法につきましては、まず、本日提案をいたしております議案第何号という案件については、決定、可決、否決というような決定をいただくという案件になります。一方、協議第何号という案件につきましては、確認ということで集約をしていただくという取り扱いといたしておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、議案第11号についてお諮りをいたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第 4 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第 4 のその他でございます。

会議次第 4 （ 1 ） 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） まず、（ 1 ）の「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」事務局から説明いたさせます。

事務局次長 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております第 3 回会議の参考資料をごらんいただきたいと思っております。

委員の皆様方の資料では黄色い附せんをつけておりますが、そこから後が参考資料でございます。

まず、表紙に目次がございますが、前回の会議で御承認をいただきました合併協定項目のうち、第 6 号から第 15 号までの 10 項目につきまして、高松市、塩江町両市町の現況と、既に合併をいたしました先進地域の事例を掲載いたしております。これらの協定項目につきましては、今後協議が整ったものから正式な協議事項としてこの会に提案し、別途、詳しい資料に基づきまして御協議をいただくということになっておりますが、今回あらかじめそれらの協定項目についての認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を説明させていただくものでございます。

資料の 1 ページをお開き願います。

1 ページは、「地域審議会の取扱い」についてでございます。

1 ページの説明に入ります前に、先に 2 ページに参考資料をつけておりますので、2 ページの地域審議会についてという資料をごらんいただきたいと思っております。

地域審議会でございますが、地域審議会とは、合併に伴う行政区域の拡大等によりまして、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対しまして、平成 11 年の合併特例法の改正により制度化されたものでございます。この地域審議会は、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かなサービスを実現させるために設置することができるもので、合併を進める上での懸念や障害を除去し、合併市町の均衡ある発展を目指すことを目的に合併関係市町村の協議に基づき設置できる、地方自治法に基づ

く長の附属機関でございます。

まず、(1)の「期間」でございますが、地域審議会は期限を定めて設置しなければなりません。

(2)の「区域」でございますが、旧市町村の区域を単位とするものでございます。

(3)の「任務、役割」につきましては、具体的には地域の実情に応じて判断されるべきものですが、合併市町村の長の諮問に応じる事項といたしまして、市町建設計画の変更や執行状況、基本構想、各種計画の策定、変更などが考えられ、また意見を述べる必要と認める事項としては、公共的施設の設置、管理運営、福祉・消防等の施策の実施状況などがあるとされております。

(4)の「組織、運営」につきましては、議会の議決を経て両市町の協議により定めることとされております。

このように、地域審議会を設置するかどうか、また設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期、任免など組織や運営に関する事項を協議する必要がございます。

なお、先ほど申し上げましたようにこの協議をするためには両市町の議会の議決が必要となります。

それでは、戻りまして1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市、この10市の内訳については、下の欄外に記載をしておりますように新潟市、潮来市、大船渡市、つくば市、福山市、廿日市市、呉市、新居浜市、野田市、新発田市でございますが、この10市のうちで、地域審議会を設置した市は、大船渡市と新居浜市の2市でございます。

それぞれの地域審議会の委員数をそこに書いておりますが、大船渡市が15人、新居浜市が7人で、合併前の町村の議員の方、数名が引き続き審議会委員として就任をされております。任期は両市とも2年、設置期間は合併後おおむね10年間となっております。

なお、印で書いておりますが、福山市につきましては、地域審議会ではなく、行政諮問委員という形で合併前の町の議員の方が就任をされておまして、任期は合併の日から福山市議会議員の残任期間に相当する期間の1年2カ月余りでございます。

以上が「地域審議会の取扱い」についてでございます。

次に、3ページをお開き願います。3ページは、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。

まず、現況欄をごらんいただきたいと思います。

議員の定数につきましては、地方自治法の改正によりまして、法律で定数の上限を定め、定数については各自治体が条例で定めることとなっております。現在の議員数は、高松市が40名、塩江町は現員数が12名でございます。今回は編入合併でございますので、編入される塩江町の議員の方が身分を失うこととなりますが、合併特例法では定数特例と在任特例の2つの特例措置がございます。

この4ページにこの2つの特例について資料がございますので、4ページをごらんいただきたいと思っております。議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、図で示しておりますとおり5つのパターンが考えられます。

まず、パターン ①の「地方自治法による原則」でございますが、自治法の規定によりまして編入する市町村の議員定数とするというものです。今回の合併の場合は合併により高松市の議員定数が増加することはございませんので、これには該当しないこととなります。

次に、パターン ②の「定数特例」でございますが、これは編入される塩江町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この配分数は、塩江町の場合0.437人となりまして、切り上げて1人ということになります。この場合、議員の任期は編入する高松市の議員の残任期間、平成19年5月1日までとなります。また、パターン ③のように、これに続く一般選挙まで、合わせて2回定数特例を採用することもできます。

次に、パターン ④の「在任特例」でございますが、これは塩江町の議員全員が高松市の議員として残任するものでございまして、残任期間は定数特例と同様に高松市の議員の残任期間、19年5月1日までとなります。また、パターン ⑤のように、この在任特例に加え、定数特例を採用して、次の一般選挙で議員1人の選挙区を設定することもできます。

以上が、パターン①でございます。

3ページに戻ります。3ページには先進地域の事例を紹介いたしておりますが、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市のうち、定数特例を1回のみ採用しましたのが1市、福山市でございます。定数特例を2回採用したのは1市、呉市でございます。在任特例のみを採用したのは新潟市など7市、定数特例と在任特例の両方の特例を採用しましたのが1市、新居浜市でございます。このように10市とも、いずれかの特例を採用いたしております。

そこでは、具体的な例といたしまして3市を紹介しておりますが、まず、呉市は定数特

例を採用いたしまして、編入された町に選挙区を設け、1名の議員を選挙により選出いたしております。この定数特例を採用する期間は、呉市の議員の残任期間、ここでは30日間でございますが、残任期間に加えまして、次の一般選挙により選出される議員の任期相当期間といたしております、定数特例を2回採用したということになっております。

次の新潟市でございますが、在任特例を採用いたしております、編入されました黒埼町の議員22名の方が新潟市の議員の任期の残任期間2年4カ月間、新潟市議会議員として在任いたしております。

次の新居浜市は、在任特例と定数特例を採用いたしております、編入されました別子山村の議員8名が新居浜市の議員の残任期間1カ月間、引き続き新居浜市議会議員として在任し、その後の一般選挙におきまして、選挙区を設け1名の議員を選出いたしております。

以上が、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についてでございます。

次に、5ページをお開き願います。

5ページは、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

まず、6ページの編入合併における農業委員会の定数及び任期についての参考資料を御説明いたします。

まず、農業委員会の数でございますが、農業委員会等に関する法律におきまして、1つの自治体について1農業委員会が原則でございます。

表の1段目の、統合の場合という区分をごらんいただきたいと思います。原則では、編入される塩江町の委員は全員失職いたしますが、編入する高松市の委員はそのまま在任いたします。ただし、合併特例法の特例措置では、編入される塩江町の選挙による委員は、40人を超えない範囲で編入する高松市の委員の残任期間在任することができます。塩江町の選挙による委員は10名ですので、この枠内でございます。

次に、2段目の旧市町単位で設置する場合がございますが、この場合は編入される塩江町を区域とする農業委員会を従前の委員の任期の残任期間置くことができます。この場合には、委員の身分には変動はございません。

次に、3段目の新たに2つ以上の区域を設置する場合がございますが、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者について、10人以上、80人以内の範囲で在任が可能となり、その任期は合併後1年を超えない範囲で定めることとなっております。

なお、この協議には、合併前に両市町の議会の議決を経る必要がございます。

戻りまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

先進地域の事例でございますが、編入合併いたしました10市のうち、旧の市町ごとに農業委員会を設置したのは1市のみ、新潟市のみでございます。他の9市は農業委員会を統合いたしております。統合した9市のうち、選挙による委員全員を在任させましたのは6市で、人数を制限して在任させましたのは3市でございます。そこでは、例として3市を紹介いたしておりますが、新潟市は、編入される黒埼町の農業委員の任期の間は統合せず、現行のまま農業委員会を設置し、任期の満了後に統合することといたしております。

次の、福山市は、特例措置によりまして編入されました内海町の農業委員のうち、選挙で選出された委員全員が福山市の委員の任期の残任期間在任いたしております。

次の、呉市の場合は、編入されました下蒲刈町選挙による農業委員10人のうち4人のみを人数を制限して特例により在任いたしております。

以上が「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

次に、7ページをお開き願います。

7ページは、「地方税の取扱い」についてでございます。現況欄にございますように、現在、高松、塩江両市町の地方税のうち、3番目の固定資産税と5番目のたばこ税につきましては、両市町ともに同一の税額でございますが、その他の税につきましては負担に差がございます。

このページの下の方に、合併特例法における地方税に関する特例の説明を記載しておりますが、この特例では、合併後相互の間に地方税の著しい不均衡があるため、または、承継した財産や負債の額について相互の間に著しい差異があるため、合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく公平を欠くと認められる場合には、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一課税をすることができる旨定められております。

先進地域の事例でございますが、編入合併いたしました10市のうち、8つの市で不均一課税を行っておりまして、その不均一課税の期間は、合併年度のみとしたものが2市、合併年度プラス3年度が4市、合併年度プラス5年度としたものが1市、その他が1市と、各自治体によりましてその対応が異なっております。

例として3つの市を紹介いたしておりますが、新潟市は合併年度とこれに続く3年度、不均一課税を実施いたしております。ただし、入湯税につきましては特定の施設について

課税免除の措置を講じております。

次の、呉市は合併年度とこれに続く5年度、不均一課税を実施いたしております。

次の、福山市は税により不均一課税の措置期間を変えております。

以上が「地方税の取扱い」についてでございます。

次に、8ページでございますが、8ページは「一般職の職員の身分の取扱い」についてでございます。

一般職の職員の身分は、地方公務員法の定めるところによりまして、一定の場合を除いて、その意に反して免職等をされないこととなっております。しかし、市町合併が行われた場合、編入される町の法人格は消滅いたしますので、編入される町の一般職の職員は、一旦、その身分を失うこととなります。このようなことから、合併特例法では、協議によりまして、合併市町村は引き続き編入される町の一般職の職員の身分を保有するよう措置しなければならないこととしており、併せて、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しても公正に取り扱わなければならないと定めております。

ここでは3つの市の事例を紹介いたしておりますが、新潟市では、「黒埼町の定数内の職員はすべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与、その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める」となっております。他の2つの市の事例も、内容は同じようなものとなっております。

次に、9ページをお開き願います。

9ページは、「町名・字名の取扱い」についてでございます。市町村の区域内の町や字の区域の設定や廃止、または区域の変更や名称の変更をしようとする場合は、自治法の規定によりまして、市町村の長が議会の議決を経て定め、知事に届け出をするということが必要でございます。合併の際にこれを行おうとする場合には、あらかじめ協議しておく必要がございます。

現況欄にございますように、塩江町には現在8つの大字と90の字がございますので、この取扱いについて協議をする必要がございます。

なお、先進地域の事例といたしまして3市の事例を紹介しておりますが、それぞれ対応が異なっております。まず、新潟市におきましては、新潟市の現行の町名と紛らわしくないように留意し、黒埼町の意向を尊重するというふうにいたしております。

次に、大船渡市では、編入される三陸町の大字を、そこに記載しておりますような3種

類の表示として、大字は表示しないということとし、字については現行どおりということにいたしております。

また、新居浜市では、町、字の名称については宇摩郡別子山村を新居浜市別子山村に置きかえるということとしております。

以上が「町名・字名の取扱い」でございます。

次に、10ページでございますが、10ページは「慣行の取扱い」についてでございます。

市や町の章、都市宣言、市民憲章、町民憲章、あるいは市町の木や花などの慣行につきましても、その取扱いを協議し、合併後の市町にふさわしいものとしていく必要がございます。

なお、現況欄に高松、塩江両市町の慣行を記載しておりますが、これは印で書いておりますように慣行の例示でございまして、今後、新たに協議項目となるものもあると考えられます。

編入合併いたしました地域の事例でございますが、10市のうち慣行の取扱いについて何らかの特例を設けている市は6市でございまして、逆に設けていないのが2市でございます。

先進地域の事例といたしまして、2市紹介いたしております。まず、新潟市につきましては、編入された黒埼町の町民憲章や町民歌、町の木などについては市全体の慣行としての位置づけではございませんが、引き続き継承していくよう措置を講じております。

次の、新居浜市の事例は、すべて新居浜市の制度等に統一するものとして、特例措置は特に講じておりません。

以上が「慣行の取扱い」についてでございます。

次に、11ページをお開き願います。11ページは、「事務組織及び機構の取扱い」についてでございます。

今回、編入合併でございますので編入される塩江町の組織、機構は消滅し、編入する高松市がその事務を引き継ぐこととなりますため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要がございます。特に、支所や出張所を設ける場合には、その位置や名称、所管区域を条例で定める必要がございます。

先進地域の事例では、編入合併いたしました10市すべてで旧の町村の役場を支所として存続させております。

事例としては4市紹介いたしておりますが、まず、新潟市では黒埼町役場を地区事務所として存続いたしております。ただし、当分の間、自治法上の支所として、組織については段階的に再編、見直しを図ることといたしております。また、管理部門につきましては早期に統合するということといたしております。その他、福山市、廿日市市、新居浜市の事例を記載しておりますが、おおむね同じような内容でございます。

なお、参考といたしまして、平成15年4月1日現在の高松市、塩江町、両市町の行政機構図を添付いたしておりますので、後ほどごらんいただけたらと思います。

恐れ入りますが、次に12ページをお開き願います。

12ページは、「条例、規則等の取扱い」についてでございます。

編入合併の場合には、編入される塩江町の条例や規則が失効し、編入する高松市の条例や規則が適用されるということになります。ただし、各種協議事項の調整方針と関係する条例、規則につきましては、その調整を踏まえて所要の改正を行う必要がございます。

先進地域の事例として2市紹介しておりますが、先進地域でもそれぞれ同様の取扱いがされております。

以上が「条例、規則等の取扱い」でございます。

次に、13ページをお開きください。

最後は、「特別職の職員の身分の取扱い」についてでございます。

編入される市町村におきましては、特別職の職員は、合併と同時にその身分を失うこととなります。しかしながら、特別職の職員が失職することによりまして、合併後の市の事務の推進に支障が生じる可能性もございますことから、地方自治に精通している特別職の職員の方を、当分の間、参与、顧問等として位置づける事例もございます。

先進地域の事例では、いずれも両市町の長が別に協議して定めるというふうになっておりまして、そこには詳しくは記載されておりませんが、新潟市の場合には、編入されました黒埼町の町長、助役、教育長を黒埼地区における市政の調整及び意見具申のための参与としており、そういった事例もございます。

以上で、「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありましたのは、今後、合併協議を行うに当たりましての主な項目につきましては先進地の事例等でございます。今後の参考にさせていただきたいと存じますが、この件につきまして何か御質問、御意見等ございましたら御発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。これは今後の参考ということでございますので、よろしく願いいたします。

会議次第4 （2）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

それでは、特に御発言ないようでございますので、次に（2）の高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方の11ページをごらんいただきたいと思います。（2）「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定」でございますが、次回の第4回会議につきましては、9月26日の金曜日、午後1時半から、場所は塩江町役場で予定いたしております。また、第5回会議につきましては、11月10日の月曜日、午後2時から高松市役所で、それぞれ開催を予定いたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（増田会長） 本日の議題は以上でございますが、この際、何か特に御発言がございましたらお聞きしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして御協議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、高松市・塩江町合併協議会第3回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時47分 閉会

---

会議録署名委員

委員

藤 澤 将 彦

委員

藤 澤 久 文